

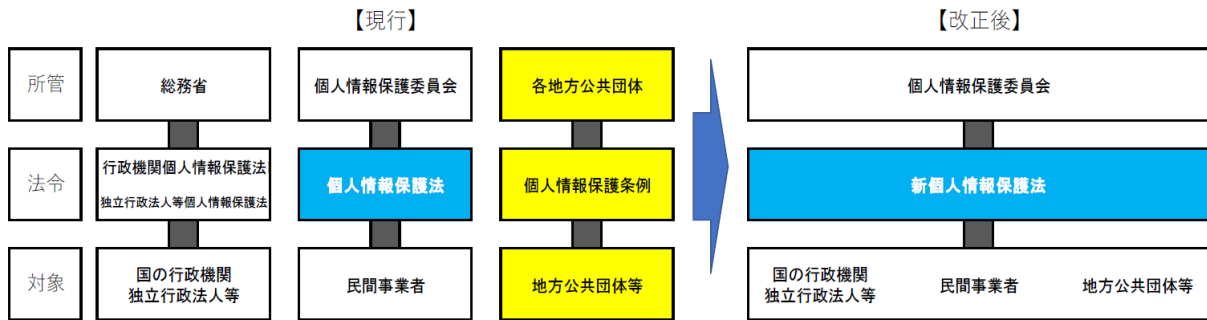
和泉市個人情報の保護に関する法律施行条例（素案）の概要について

1 個人情報の保護に関する法律の改正及び法律施行条例の制定の背景

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データの流通」の両立を図るため、国の行政機関、民間事業者、地方公共団体等における個人情報の取扱いのルールを統一化を図るため、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）が改正されました。

本市における個人情報の取扱いは和泉市個人情報保護条例（以下「現条例」という。）に基づき運用しておりますが、令和5年4月からは保護法に基づく運用となるため現条例を廃止するとともに、保護法の規定に基づき、市が独自に定めるべき事項を定めるために、新たに「和泉市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定します。

<体系イメージ>



2 条例に規定する内容

(1) 開示請求に係る手数料

現条例と同じく、開示請求に係る手数料の額は無料とし、実費負担として、写しの作成その他の交付に要する費用の負担を必要とします。

(2) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限

現条例と同じ期限で決定をします。

	条例	保護法
開示（延長）	15日以内（+15日）	30日以内（+30日）
訂正（延長）	30日以内（+15日）	30日以内（+30日）
利用停止（延長）	30日以内（+15日）	30日以内（+30日）

(3) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

行政機関等匿名加工情報を利用する場合の手数を次表の額とします。

区分	額	備考
新規情報の利用	21,900円	基本額
	1時間ごと4,150円	作成時間に応じた額
	作成委託料	作成を外部委託した場合
既存情報の利用	別事業者	新規情報の利用と同額
	同事業者	13,100円

【行政機関等匿名加工情報とは】

特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したもので、当該個人情報を復元することができないようにしたものです。

民間事業者がその事業に活用することができます。

(4) 審査会への諮問

和泉市情報公開・個人情報保護審査会への諮問事項を次のとおりとします。

- ・和泉市個人情報の保護に関する法律施行条例の改廃
- ・個人情報の漏えい等防止その他の安全管理措置の基準の規定
- ・その他個人情報の取扱いに関する運用上の細則の規定

(5) 運用状況の公表

現条例と同じく、毎年1回、個人情報保護制度の運用状況を公表します。

3 条例に規定しない内容

(1) 条例要配慮個人情報

保護法では、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等が「要配慮個人情報」として規定されています。このほかに地域の特性その他の事情に応じて、条例で独自に「条例要配慮個人情報」規定することができます。保護法の「要配慮個人情報」の範囲で十分であり、「条例要配慮個人情報」に特に取得制限等を設けることができないことから、本市では条例に規定しません。

(2) 個人情報ファイル簿以外の帳簿

保護法では、個人情報をデータベース化した「個人情報ファイル」について、必要事項を記載した「個人情報ファイル簿」の作成・公表が義務付けられています。このほかに条例で独自に帳簿を規定することができます。「個人情報ファイル簿」とそれ以外の帳簿を併存させると、公表・閲覧する上で混乱が生じるおそれがあるため、本市では条例に規定しません。

4 スケジュール

- 9月 パブリックコメントの募集
- 10月 パブリックコメント結果の公表
- 11月 令和4年和泉市議会第4回定例会に条例案を提案

5 施行期日

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（令和5年4月1日予定）から施行します。